



鎌監第162号
令和7年9月2日

請求人 ■ ■ ■ ■ 様

鎌ケ谷市監査委員 徳田 朗

鎌ケ谷市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和7年7月11日付けで提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく鎌ケ谷市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により、監査結果を通知する。

記

第1 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和7年7月11日付けでこれを受理した。

第2 請求の内容

1 措置請求書（原文のとおり）

議会事務局が未来会議に交付した令和6年度の政務活動費の中で、令和7年3月27日にパソコンが購入されているが（別紙①）、すでに未来会議は令和5年度にdynabook RZ/MW Webを購入しており（別紙②）、政務活動費の内訳が公開された令和7年7月8日の時点で、2名しかいない会派に2台のパソコンが購入されている。これだと「鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領」で定める、6-（2）カの支出できない経費の例の「名目のいかんにかかわらず、議員個人に支給する経費」（別紙③）に該当する。

令和6年12月20日に行われた鎌ケ谷市議会における代表者会議申し合わせによると、「購入した備品の耐用年数が任期（4年以内）に使用することを前提とするため、原則として、購入した備品の耐用年数が任期を超えない（4年以内）ように購入時期に留意する必要がある」と記されている（別紙④）。市議会議員としての任期が残り2年しかない中でのパソコンの購入は、情報公開されている収支報告書にはリースではなく購入しなくてはならなかった理由書の添付がないことから、代表者会議申し合わせに反することになり、政務活動費での購入は看過できるものではない。また他市の例を見ると、耐用年数がある備品については、一年あたりの減価償却分のみを交付しており、不当な支出である。

このことから、市長が交付したパソコン購入費用の159,500円の返還を未来会議に求めるよう市長に請求する。また政務活動費を使用した電子機器等の購入に

について、今後同様な問題が生じないように、議会事務局職員が支出に対して困らぬよう、鎌ヶ谷市議会に対して下記疑問点を解消できるような、しっかりとしたルール策定を要望するよう求めます。

【疑問点】

- ① パソコンの減価償却期間は4年のため、パソコンを購入した議員が次回の選挙に落選した場合、また出馬しない場合、この議員は残された耐用年数分の費用をどのように支払うのか。
- ② 2名しか所属していない会派で、複数のパソコンを所有しなくてはならない理由と、そのパソコンを使用して行ったとするすべての政務活動の公開。
- ③ このパソコンは政務活動を目的としているため、私的な利用がないか。また許可なく市役所の外に持ち出し、個人的な使用がないかの確認。

2 事実証明書

付番	資料	補足
1	別紙①－1 令和6年度 政務活動費収支報告書	再提出、令和7年5月23日 会派 未来会議
2	別紙①－2 支出明細書	会派 未来会議
3	別紙② 政務活動費備品台帳	会派 未来会議
4	別紙③－1、2、3 鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要領	最終改正（令和6年12月 27日 議長決裁）
5	別紙④ 政務活動費に係る申し合わせ	令和6年12月20日 代表 者会議申し合わせ

第3 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とした。

第4 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求において、土屋裕彦監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

3 弁明書の提出

議会事務局から令和7年7月29日付けで本件請求に対する弁明書が提出され、請求の要旨に対する弁明については次のとおりであった。

- (1) 未来会議がパソコンを購入した令和7年3月27日時点では、鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領及び政務活動費に係る申し合わせにおいて、会派における備品の保有数を制限する規定は設けられていない。

また、鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領第6(2)「支出できない経費の例」のかに定める「名目いかににかかわらず、議員個人に支給する経費」については、「市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費」を指すところ、未来会議からは、会派としての連絡や調査研究などのために購入が必要であるとの理由を確認している。

- (2) 「情報公開されている収支報告書にはリースではなく購入しなくてはならなかった理由書の添付がない」の部分については、未来会議からは令和7年4月23日付で理由書の提出があり、政務活動費の審査の過程において確認しているが、その公開は、特段、取り決めがないことから行っていない。

また、理由書においては、会派として、2台目のパソコンを購入する理由などの記載があり、本件を政務活動費の対象となる会派の活動と解釈せざるを得ず、政務活動費の対象外とするとの判断は出来ないところであったため、政務活動費からの支出を可とした。

また、備品購入時のリース契約に係る検討については、未来会議の代表者を含む各会派代表者会議において、備品取得に関する事項を議題として検討し、議論のうえ申し合わせ事項に定めた経緯があることから、会派においては、当然検討したうえで購入に至ったものと捉えていた。

しかしながら、今般、改めて未来会議に確認したところ、リース契約に係る検討は行わなかったとのことである。

その他、「他市の例を見ると、耐用年数がある備品については、一年あたりの減価償却分のみ交付しており、不当な支出である」との指摘については、本市議会において、このような取り決めはない。

- (3) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、鎌ケ谷市政務活動費の交付に関する条例、鎌ケ谷市政務活動費の交付に関する条例施行規則、鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領及び政務活動費に係る申し合わせ等で定められているが、当該規定において、会派における備品の保有数に制限が設けられていないことなどから、本件を政務活動費の対象となる会派の活動と解釈せざるを得ず、政務活動費の対象外とするとの判断は出来ないところであった。

なお、会派における備品の保有数については、本件住民監査請求が提出される以前から、本市議会としても、政務活動費の使途に関する透明性の確保や市民に対する説明責任の観点から、一定の制限を設ける必要があると捉えており、各会派代表者会議において、その改善に向けた協議を昨年度から継

続して進めてきたところである。

(4) 請求人の疑問点に対する回答

ア 「パソコンの減価償却期間は4年のため、パソコンを購入した議員が次の選挙に落選した場合、また出馬しない場合、この議員は残された耐用年数分の費用をどのように支払うのか」との疑問点については、令和6年12月20日の政務活動費に係る申し合わせのとおり、会派の解散等により今回購入したノートパソコンの権利義務を継承すると認められる会派がない場合は、減価償却により残存する価額を市に返還するとともに、当該ノートパソコンは廃棄処分することとなるため、その旨の通知を令和7年4月30日付け鎌議第129号により、議長から各議員宛て発出している。

また、今般、未来会議にも改めて、同様の認識であることを確認した。

なお、令和7年7月23日の各会派代表者会議において、新たに追加となる取り決め事項と整合性をつけるため、当該申し合わせ事項は、申し合わせから削除し、政務活動費取り扱い要領に規定することが決定した。

イ 「2名しか所属していない会派で、複数のパソコンを所有しなくてはならない理由」との疑問点については、未来会議からは会派としての連絡や調査研究などのために購入が必要であるとの理由を確認している。

「そのパソコンを使用して行ったとするすべての政務活動の公開」との疑問点については、改めて未来会議に確認したところ、当該ノートパソコンについては、購入後すぐに備品の保管場所の議論が開始されたため、使用を取りやめることとし、使用していないとのことであった。

また、令和6年1月に購入したノートパソコンについては、住民からの相談の受け答え、代表質疑や議案に対しての質疑、一般質問に向けた準備などで使用しているとの回答があった。

ウ 「このパソコンは政務活動を目的としているため、私的な利用がないか。」との疑問点については、改めて未来会議に確認したところ、私的な利用がないとの回答があった。

「また許可なく市役所の外に持ち出し、個人的な利用がないかの確認」との疑問点については、未来会議においては、購入したパソコンを市役所の外へ持ち出して使用しているが、未来会議が当該パソコンを購入した令和7年3月27日時点では備品の持ち出しに関する取り決めはない。

なお、令和7年6月23日の各会派代表者会議において、備品の設置場所は、会派控室とし、原則として使用できる場所は議事堂内で、外部への持ち出しが必要な場合は議長の許可を得なければならないことが決定された。

また、改めて未来会議に確認したところ、個人的な利用がないとの回答があった。

(5) その他

住民監査請求を受け、未来会議から状況を確認したところ、当該パソコンに係る政務活動費については、全額速やかに返還するとの申し出があった。

4 関係職員の陳述

監査対象部局の議会事務局に対し資料の提出を求め、令和7年8月20日に関係職員から陳述の聴取を行った。

第5 監査の対象事項

本件請求の要旨及び陳述の内容等から判断して、令和6年度に未来会議（以下「本件会派」という。）に交付された政務活動費のうち、本件会派のその他の経費でノートパソコン購入費として支出されたものは、違法不当な公金の支出に該当しているか、その結果、市長は本件会派に対し損害相当額を返還請求すべきかを監査対象事項とした。

第6 監査の結果

1 事実関係

関係職員からの陳述の聴取及び提出資料により、次のとおり事実を確認した。

(1) 政務活動費の概要

ア 根拠法令等について

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力強化のため地方議員の調査活動基盤の充実を図るという観点から、平成12年5月の法の一部改正により、地方自治体は条例によって議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できるようになった。その後、平成24年9月の法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の目的がこれまでの「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならない（法第100条第14項関係）ものとし、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める（同条第16項関係）ものとするとして規定された。

同法を受け、本市では、鎌ケ谷市政務活動費の交付に関する条例（平成13年鎌ケ谷市条例第6号。以下「条例」という。）、鎌ケ谷市政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年鎌ケ谷市規則第4号。以下「施行規則」という。）を制定し、さらに使途基準の明確化を図るために、鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領（平成13年3月1日代表者会議議決。以下「取扱要領」という。）を定めた。

イ 本市における政務活動費の取扱いについて

(ア) 政務活動費の交付の対象（条例第2条）

鎌ケ谷市議会における届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

（イ）政務活動費の額（条例第3条第1項）

各月の初日における当該会派の所属議員の数に月額20,000円を乗じて得た額とする。

（ウ）政務活動費の交付の方法（条例第3条第2項）

年度の最初の月に当該年度に属する総額を交付する。

（エ）収支報告書の提出（条例第7条第1項、施行規則第5条、取扱要領4（1）、（2）、（3））

a 経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

b 議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

c 政務活動費収支報告書の提出に当たっては、収支の内訳を明確にするため、支出明細書を作成するとともに、領収書（原本）を貼付し、報告書に添付して提出する。

d cに規定する政務活動費収支報告書及び添付された領収書について、鎌ケ谷市情報公開条例第8条に規定する不開示情報を除き、施行規則第6条に定める提出期限の日から起算して5年を経過する日まで、鎌ケ谷市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

e 領収書は、宛名を会派名とする。ただし、ガソリン代は、この限りではない。

（オ）政務活動費の返還（条例第8条）

交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を市長に返還しなければならない。

（カ）透明性の確保（条例第9条）

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 政務活動費の使途基準について

（ア）政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第5条第1項、第2項別表）

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する

経費に対して交付する。

(別表)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費

取扱要領６（１）に記載されている支出できる経費の例として、その他の経費においては、郵送料、備品購入費（テープレコーダー、ファックス、保管庫等）、リース代、事務用品等となっている。

また、政務活動費に係る申し合わせ（令和６年１２月２０日 代表者会議申し合わせ。〔以下、「申合せ」という。〕）で、備品の購入に当たっては、任期中（４年以内）に使用することを前提とするため、原則として、購入した備品の耐用年数が任期を超えないように購入時期に留意する必要がある。任期を超える耐用年数の備品を購入する場合は、リース契約を原則とし、やむを得ず購入する場合（リース契約が購入より高額、リース契約が不可能な場合など）は、理由を明確にし、収支報告書と併せて理由書（以下、「理由書」という。）を議長に提出することとされている。

(イ) 政務活動費で支出できない経費の例（取扱要領 6（2））

a 慶弔等の交際費的経費

慶弔、餞別、寸志、病氣見舞、慶弔電報、広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺代

b 党費、その他政党活動に関する経費

党費、党大会賛助金及び参加費、党大会参加のための旅費

c 会議に伴う食事以外の食糧費

宴会費、懇親会費

d 選挙活動に伴う経費

選挙にかかわる一切の経費

e 秘書、事務員等常時雇用される職員の人件費

調査研究のために必要とする短期間のアルバイト賃金以外の人件費

f 名目のいかににかかわらず、議員個人に支給する経費

市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費

(2) 本件に係る政務活動費について

ア 政務活動費の収支状況等

令和 6 年度における本件会派の政務活動費の収支状況は、令和 7 年 7 月 4 日付けで議長から市長に送付された収支報告書の写しによると以下のとおりであった。

収 入	支 出	残 額
政務活動費 480,000 円	189,700 円	290,300 円

支出の内訳については以下のとおりであった。

科 目	金 額	備 考
資料購入費	9,200 円	書籍購入費
その他の経費	180,500 円	備品購入費・ガソリン代
合 計	189,700 円	

支出明細書については以下のとおりであった。

科 目	金 額	月 日	内 容	領収書
資料購入費	2,710 円	2 月 8 日	「ごみ屋敷条例」に学ぶ条例づくり教室	有
	6,490 円	2 月 8 日	/地域の特色がよくわかる！47 都道府県おもしろ条例図鑑 / 「失敗」からひも解くシティプロモーション-なにが「成否」をわけたのか-	有
小 計	9,200 円			

その他の経費	159,500 円	3 月 2 7 日	ノート P C 購入費	有
	12,000 円		徳野ガソリン代 (2024 年 10 月、12 月～2025 年 1 月、3 月分)	有
	9,000 円		伊藤ガソリン代 (2025 年 1 月～3 月分)	有
小 計	180,500 円			
合 計	189,700 円			

なお、収支状況については、議会事務局から提出された領収書原本等を確認したところ、当該収支報告書と内容が合致していることを確認した。また、事実証明書で提出されていた政務活動費備品台帳（別紙②）に登載されたパソコンについては、型番等の合致も含め現物の確認を行った。

イ 理由書の内容

本件会派から議長に提出された理由書の内容については、次のとおりであった。

「鎌ケ谷市議会会派未来会議におきましては令和 5 年度の政務活動費を活用いたしまして購入したノートパソコン 1 台を徳野議員が使用し、今般伊藤が会派としての連絡や調査研究などのために政務活動費を用いて中古のノートパソコンを購入したい旨を議会事務局に問い合わせたところ、耐用年数の関係から、購入は新品に限るとの指摘を受け、新品の購入に至りました。2 人の会派で 2 台の類似の物品の購入については、会派内での連絡等、常に携帯して使用するノートパソコンというものの性質を斟酌の上、ご理解いただきたく存じます。」

ウ 本件会派への通知文（令和 7 年 4 月 3 0 日付け 政務活動費の適正な使用について）

本件における議長から本件会派に送付された通知文の内容については、次のとおりであった。

「先般、令和 5 年度の政務活動費の支出について市民から意見が寄せられ、各会派代表者会議において政務活動費の取扱い要領が一部改められたところですが、依然として市民からは政務活動費の使途及び市議会議員としての活動や資質について、厳しいご意見を受ける立場にあることは変わりありません。

本市では、鎌ケ谷市政治倫理条例において『議員は、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えること。職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと』と定められており、政務活動費についても公金という性質上、疑惑を持たれ

ることのないよう使途について透明性を確保することが求められます。

今回購入されたノートパソコンの性質上、政務活動以外での私的利用の疑惑が持たれることのないよう会派において十分に注意するよう強く求めます。

なお、政務活動費に係る申し合わせに基づき、会派の解散等により今回購入したノートパソコンの権利義務を継承すると認められる会派がない場合は、減価償却により残存する価額を返還するとともに、当該ノートパソコンについては、廃棄処分することになりますので、念のため、申し添えます。」

エ 政務活動費の交付手続

本件における議会事務局の事務処理内容等について聴取したところ、おおむね次のとおりであった。

条例第7条及び施行規則第5条により、政務活動費を交付された会派の経理責任者は、収支報告書等を作成し、年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとなっている。

議会事務局では年度終了後に、複数の職員で検査を行っている。主な留意事項として、①取扱要領に則した支出が行われているか、②支出科目や金額等の記載誤りがないか、③領収書等の添付義務書類が正しく添付されているか、④領収書のただし書きで支払内容が把握できるか、⑤収支報告等に記載誤りがないかなどを検査し、必要に応じて各会派に対し、修正が必要な箇所等を伝え、各会派が修正等を行った後も再度チェックを行っている。

なお、本件請求を受け、当該会派に対し、会派所有のパソコンを政務活動で使用したことを証明する書類の提出を求めたところ、私的利用はなかった旨の回答はあったが、証拠書類として提出できるものはないとの回答であった。

2 判断

本件請求において、請求人は、本件会派が2名しかいないのに、2台目のパソコンを購入した件について、取扱要領に定める支出できない例の「名目のいかににかかわらず、議員個人に支給する経費」に該当し、また、任期を超える耐用年数の備品を購入する場合はリース契約が原則であるのに、「やむを得ず購入する場合に必要とされる理由を明確にせずに購入したこと」が不当な公金の支出に当たると主張し、当該会派に交付した政務活動費の一部の返還請求をするよう、市長に求めているものと解される。

政務活動費については、平成22年3月23日の最高裁判所の判決（平成21年（行ヒ）第214号）において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」とし、政務調査費に係る支出が、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる場合には、特段の事情のない限

り、これを使途基準に合致しない違法なものと判断されることになるとしている。

また、平成25年1月25日の最高裁判所の判決（平成22年（行ヒ）第42号）においては、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべき。」と判示している。

これらのことから、議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすには自主性、自立性が尊重されなければならないことを勘案すれば、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられるものであるが、一方で、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費が政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられた場合は、これらに相当する額について返還を求める措置を講じる必要がある。

備品購入費に関する考察の参考として、平成29年11月29日徳島地裁判決（平成26年（行ウ）第14号）は、「ノートパソコンは汎用性が高い物品であるし、当該事務所で政務活動のみに使用していたことを裏づける的確な証拠がなく、事務所内部の写真（証拠として提出されたもの）によってもパソコンの所在を確認できない。」として、購入費の50%を目的外とした。また、平成28年11月10日広島高裁岡山支部判決（平成27年（行コ）第11号）は、持ち運び用として購入した3台目のパソコンについて、「持ち運びに便利との事情だけでは調査研究活動に関連して用いられるものとは認められない。」としたが、要は、必要性の合理的な説明ができるか否かの問題だとされた判決例がある。

本件の監査に当たっては、これらの考え方にに基づき、本件支出に係る経費について、使途基準に反する不当なものであるか否かを判断した。

（1）本件支出に係る使途基準について

政務活動費を充てることのできる経費の範囲については、条例第5条の中で、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」とされている。取扱要領によると、その他の経費の支出例として、郵送料、備品購入費（テープレコーダー、ファックス、保管庫等）、リース代、事務用品等となっている。

また、申合せで、備品の購入に当たっては、任期中（4年以内）に使用することを前提とするため、原則として、購入した備品の耐用年数が任期を超えないように購入時期に留意する必要がある。任期を超える耐用年数の備品を購入する場合は、リース契約を原則とし、やむを得ず購入する場合（リース契約が購入より高額、リース契約が不可能な場合など）は、理由を明確にし、収支報告書と併せて理由書を議長に提出することとされている。また、

他市においては政務活動費と区分することが困難な経費については、按分率や上限額を設けているが、本市にはそのような按分の定めはなく、政務活動費として支出できないものとして、取扱要領には「名目のいかんにかかわらず、議員個人に支給する経費として、市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費」とされている。

これは、本市においては政務活動費以外の政党活動や私人としての活動で一部でも利用されている場合、按分が定められてない以上、会派議員の良識により政務活動費の充当を認めないとするものと解され、この基準は、按分により一部政務活動費の充当を認めている他自治体よりも厳格に取り扱うべきであると考えられる。

(2) 検証

ア 請求人の主張の概要

議会事務局が当該会派に交付した政務活動費において、令和5年度と令和6年度にパソコンを購入している。2名しかいない会派に2台のパソコンが購入されていることは、取扱要領で支出できない経費として定めている「議員個人に支出する経費」に該当する。また、申合せには、購入した備品の耐用年数が任期を超えないように購入時期に留意することとなっているが、任期が残り2年しかない中でのパソコン購入は、リースではなく購入しなくてはならなかった理由書の添付がないことから、申合せに反するため、政務活動費での購入は不当な支出である。

イ 理由書の検証

申合せは、法的拘束力がないとしても、議会において、政務活動の使途の透明性の確保のために定められたものであることから、条例等と一体となって一定の規範性を有するものとして、これに適合していない経費については適正なものとは言えないと判断される。

当該パソコンの購入にあっては、任期を超える耐用年数になるため、原則リース契約が必要なところ、それでも購入する場合には、リース契約が購入より高額であることや、任期を超える耐用年数の備品を購入する理由書が必要であるが、理由書の公表については、特段の取決めがないことから公表されていない上、理由書にはそのような合理的理由の記載はなく、「令和5年度の政務活動費を活用いたしまして購入したノートパソコン1台を徳野議員が使用し、今般伊藤が会派としての連絡や調査研究などのために」購入したいとする旨と、「2人の会派で2台の類似の物品の購入については、会派内での連絡等、常に携帯して使用するノートパソコンというものの性質を斟酌の上、ご理解いただきたく存じます。」と記載されており、単に利便性のために各個人で所持したいとする理由のようにうかがえる。これは平成28年11月10日広島高裁岡山支部判決で示された、「必要性の合理的な説明ができるか否か。」という点で合理的な説明とは

言い難い。

また、この理由書の記載内容を考察すると、当該パソコンは会派控室でのみの使用に限られていなかったことが類推され、上記の平成29年11月29日徳島地裁判決を参酌すると、汎用性の高いノートパソコンが会派控室での政務活動のみに使用していたことを裏づける的確な証拠がないと解され、なおさら、政務活動費が当該パソコン購入費用の全額に充当されることに市民が疑義を唱えるのも理解できる。

3 追加提出資料（当該備品購入費の返還に係る領収証書・返還理由書）

本件支出において、令和7年8月20日に議会事務局から提出された返還理由書等の内容については、次のとおりであった。

「令和7年3月27日に購入したパソコンについて、会派で使用するために購入したが、全く使用しておらず、公金（税金）の無駄になっているため、パソコン購入に要した経費のうち、全額を返還したい。」

また、本市の歳入への返還に関しては、令和7年8月18日付けの領収額159,500円の領収証書が提出された。

4 結論

以上のとおり判断したが、本件請求の会派の当該備品購入費が返還されたことから、請求人の主張する返還請求すべき額が消滅しており、市長に必要な措置を講ずるよう勧告する理由がない。

よって、本件請求について、請求を棄却する。

第7 監査委員の意見

本件請求に対する監査の結論は、上述のとおりであるが、今後、留意すべきと考えた点について意見を述べる。

政務活動費については、社会的関心が高まっており用途の透明性の確保が、より一層求められているところであるが、本件請求の監査において、監査中に当該パソコン購入費が返還され、収支報告書等が修正されることとなった。

鎌ケ谷市議会においては、政務活動費制度の改善に向け、一定の取組は認められるものの、政務活動とそれ以外の区分が難しい場合における按分方法等が、取扱要領及び申合せには示されておらず、会派の良識による判断に委ねられている実情がうかがえる。

政務活動費の目的外支出が争点となった住民訴訟において、平成25年11月18日福岡地方裁判所判決（平成19年（行ウ）第70号）で、「原告らにおいて、個別の支出が目的外支出である又は目的外支出が含まれると疑うに足りる事情について、一定の客観的資料に基づいて合理的な主張立証をする必要があると解するのが相当である。」とし、原告らがそのような主張立証をした場合には、被告側において、「当該支出が目的外支出ではないことを主張立証する必要がある、

的確な反論、反証をしない場合には、当該支出が目的外支出であること又は目的外支出が含まれていることが事実上推認されるものと解する。」としている。

このことから、政務活動費として支出するに当たっては、規定の存在いかんにかかわらず、各会派が、私的利用等がないことを立証できることが前提になるものと思料する。

鎌ヶ谷市議会においても、市民の負託と信頼に応えるため、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、個々の会派及び議員により大きく判断が異ならないように政務活動費の使途判断の拠りどころとなる詳細かつ具体的な使途基準の明示に向けて取り組まれない。

第8 参照法律

政務活動費に関しては、法第100条第14項から第16項に規定されている。
(第100条第14項)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(同条第15項)

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする。

(同条第16項)

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。